

サービス付き高齢者向け住宅事業登録等申請手数料

『高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下、法という。）』に基づく、サービス付き高齢者向け住宅の登及び更新登録について、平成28年4月1日以降に申請いただいた場合、手数料を徴収することとしています。

【2025. 4. 1～】

区分	登録又は更新登録手数料
10戸以下のもの	26,000円
10戸を超え20戸以下のもの	31,000円
20戸を超え30戸以下のもの	35,000円
30戸を超え40戸以下のもの	39,000円
40戸を超え50戸以下のもの	43,000円
50戸を超え70戸以下のもの	52,000円
70戸を超え100戸以下のもの	64,000円
100戸を超えるもの	77,000円

□ 手数料の支払い方法

登録、更新登録のいずれの場合も、住宅の登録戸数に応じた金額を以下の方法により納付してください。

- ・『鹿児島県収入証紙』を『サービス付き高齢者向け住宅登録申請書』の余白に添付。
- ・各地域振興局等に設置されたキャッシュレス端末により納付。

□ 鹿児島県収入証紙の購入場所

県内各地に鹿児島県収入証紙販売所が指定されておりますので、そちらでお買い求めください。詳しくは以下県ホームページで御確認ください。

県ホーム > くらし・環境 > 税金 > 証紙 > 鹿児島県収入証紙販売所

<http://www.pref.kagoshima.jp/ai01/kurashi-kankyo/zei/syoshi/e5032217.html>

※鹿児島県収入証紙の販売は令和8年9月30日、使用可能期限は令和9年3月31日までとなります。

□ 申請書提出先及び問合せ先

鹿児島県土木部建築課住宅政策室住宅企画係

住所：〒899-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3738（直通）

F A X：099-286-5637

E-mail：jutaku-y@pref.kagoshima.lg.jp